

平成 26 年度第 2 回  
滋賀県農村振興交付金制度審議会 会議概要

1. 開催日時・場所

平成 26 年 10 月 30 日（木） 午前 9 時 30 分～午前 12 時 30 分  
米原市山室自治会館

2. 出席委員（五十音順、敬称略）

大塚光子、中栄重雄、中村貴子、畑中直樹、藤原正幸、松下京平、皆川明子、  
森嶋利和

3. 議事等

○現地調査

（世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策）

活動組織である山室保全会から資料 1 に基づき活動内容について説明を受けた後、現地（米原市山室）調査を実施した。

○議事 1 活動組織の取組の評価および助言・指導

（世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策）

各委員から活動組織へ評価および助言・指導（アドバイス）を行う形で議論を行った。

（まとめ）

- ・ 山室湿原はこの地区の宝なので、それを利用してお米に付加価値をつける方向で活動されてはどうか。まずは専門家に湿原保全の方法を調べてもらい、コーディネーターなどとともに企業等との連携を探っていくという方法が良いのではないか。ただ保全しなければならないので壊されないようブレーキも必要であり、バランスが難しいところではあるが、各委員の意見を参考に活動を進めていただくよう助言した。

委員からの主なアドバイスなどは以下のとおり。

- ・ いいお米をもっとアピールして高く売ることによって活動資金につなげていくべきではないか。それだけのポテンシャルは十分にもっているのだから長く活動を続けられるし、集落の知名度も向上するのではないか。
- ・ 山室湿原についてもっとコミュニティビジネス的に、例えば入場料を徴収しながら湿原保全ができればよいのではないか。
- ・ 活動に対するいろいろな仕掛けはあるが、ユニークな事例として、料金徴収してボランティアに参加してもらっている事例がある。お金を払うことでボランティアの人も真剣に取り組み、活動への動機づけになっているようだ。

- ・自然、環境に対しての取り組みについて、ある程度関心のある方を対象にホームページ等で賛助金を募り、年1回、見に来ませんかと募集する等のやり方が考えられる。
- ・湿原の生物多様性に詳しい専門家に一緒に入ってもらい保全しながら、興味のある大学生という条件でまずは受入れ、その次に資金徴収というステップではないか。
- ・専門家だけでなく多様な立場の人とネットワークを持つ人にコーディネートしてもらうことも考えられる。
- ・活動の連携相手は個人より、企業などの組織化したところが望ましい。
- ・水や食べ物など自然と関わるものでビジネスをしている企業と連携すれば、よりよい活動の仕組みが作れるのではないか。
- ・企業との結びつきという観点から、多様な業種の人や農家の人に関わり合う場として、びわ湖環境ビジネスメッセがあるので、活用してはどうか。

## ○議事2 平成25年度の実施状況の点検

### （世代をつなぐ農村まると保全向上対策）

事務局から資料2に基づき昨年度の実施状況について説明を受け、質疑応答や意見交換等を行い点検した結果、適切に実施されていたものと認めた。

主な質疑応答は以下のとおり。

#### （委員）

国の方針が変わって農地維持支払については非農家が入らなくてもいいということだが、農家と非農家と一緒にやっていくほうが地域を守るという点で、たとえ水路等でも地域をみんなで守っていくということが必要で、さらに地域以外の人にも広がっていけばよいと考えているが、滋賀県の現状を教えてください。

#### （事務局）

非農家の方も道路などの農業施設を使うこともあるので、非農家の人も含めみんなを守っていくことが必要と考えている。しかし、非農家の方の協力が得にくいためにこれまで取り組み率が低くなっている地域があったというのが現状である。

新たな制度では農家だけで取り組もうというところもあり、全体で取組率が25年度より5から6%上がっている。

取り組みの拡大を図るためには、まずは農家にアプローチしていくという方法で進めていくことも必要と考えている。ただ、取り組みは増えても、地域共同で守っていくという本来の目的に向けた活動の輪をどう広げていくのかが課題である。

(委員)

集落の結束力が高まるなど、本交付金の効果がこれまでの国の報告書に書かれているにもかかわらず、農家だけでも取り組みできるという国の方針は逆行しているように思う。

従来どおり、できるだけ多くの人に関わってもらえるよう指導願う。

(事務局)

農家だけでなく、非農家の方にもお願いしなければならないと考えている。

#### ○報告事項 中山間地域等直接支払交付金の国の最終評価について

事務局から資料3に基づき報告を受け、質疑応答や意見交換等を行った。

(委員)

来年度から4期がはじまるということだが、県のほうで新たに取り組面積を広げるなどの働きかけはされているのか。

(事務局)

制度的には従来1/20以上が急傾斜扱いであるが、さらに急な1/10以上の超急傾斜地については補助金を上乘せするというを国のほうで考えられている。

県内の動きとしては、今まで栗東市では取組されていなかったが、旧金勝村のところが対象エリアとなっているので、次の対策での取り組みに向けて地域の合意形成を進められているところである。